

一般社団法人富山県建築士事務所協会
耐震診断等の評定手数料及び運営規程

(消費税は別途とする)

第1条 本規程は富山県耐震診断等評定委員会が、既存建築物(公共、民間を問わず)の耐震診断等の評定を行う場合の手数料額及び運営について定めたものである。

第2条 評定の内容は以下とする。

1. 2次診断評定
2. 補強計画評定(2次診断の評定が終了していること)

第3条 評定手数料は次の費用を合算したものとする。

- A. 直接評定費用
- B. 間接評定費用

2. 評定手数料は評定内容に応じて下記(表第1及び第2)の基準額とする。

ただし、同一敷地内に複数棟ある場合で、同一評定日であれば、2番目に大きい延面積のもの以降は()内の額とする。

表第1 2次診断評定

延床面積 (㎡)	直接評定費用(A)	間接評定費用(B)	評定手数料(A)+(B)
500㎡未満	200,000 (150,000)	50,000	250,000 (200,000)
500㎡以上 1,000㎡未満	200,000	60,000 (50,000)	260,000 (250,000)
1,000㎡以上 2,000㎡未満		80,000 (60,000)	280,000 (260,000)
2,000㎡以上 3,000㎡未満		100,000 (70,000)	300,000 (270,000)
3,000㎡以上 4,000㎡未満		120,000 (80,000)	320,000 (280,000)
4,000㎡以上		140,000 (90,000)	340,000 (290,000)
7階建て以上の建物及び 混構造・特殊工法等による建物		別 途 算 定	

表第2 補強計画評定

延床面積 (㎡)	直接評定費用(A)	間接評定費用(B)	評定手数料(A)+(B)
500㎡未満	250,000 (200,000)	40,000	290,000 (240,000)
500㎡以上 1,000㎡未満	300,000	50,000 (40,000)	350,000 (340,000)
1,000㎡以上 2,000㎡未満		70,000 (50,000)	370,000 (350,000)
2,000㎡以上 3,000㎡未満		90,000 (60,000)	390,000 (360,000)
3,000㎡以上 4,000㎡未満		110,000 (70,000)	410,000 (370,000)
4,000㎡以上		130,000 (80,000)	430,000 (380,000)
7階建て以上の建物及び 混構造・特殊工法等による建物		別 途 算 定	

注1) 請求書が必要な場合は、配置図、平面図、断面図、立面図、棟別面積表と、提出先宛名を送付して下さい。申込者に所定の様式がある場合は、その旨を示して申し込み時に所定の用紙を提出すること。

注2) 延床面積は評定対象建物の資産台帳等に基づく床面積の合計とし、建築基準法と面積の異なる場合には、その旨を標記すること。

注3) 評定料は1棟あたりとし、対象建物がエキスパンションジョイントで分かれる場合及び、1棟でも複数棟と見なされる場合は、それぞれ1棟とする。

注4) 前項の評定料は対象建物1棟の金額とする。

2回以上となる場合は、2回目は間接評定費用の50%、3回目は150%を加算した金額とする。その場合、第3条2の複数棟扱いは適用されない。))

注5) 評定書取得時の委員長による事後審査が2回以上となる場合は、1回につき30,000円を加算した金額とする。

注6) 評定手数料は、消費税を加えて次の銀行口座に振り込むこと。

また、振込手数料は、評定依頼者の負担とする。

銀行名	口座種目	口座番号	口座名義
北陸銀行橋北出張所	普通	No.4 1 5 4 2 7 0	耐震診断特別委員会

付 則 ①

(1) 評定の申込みは事務所協会所定の申込用紙を用い評定希望日の6週間前までに提出する。

評定委員会は、新規評定棟数が3棟以上ある場合は随時開催出来るものとする。

(2) 評定委員会の開催2週間前に予備委員会(報告書を2部提出)において事前審査を受ける。

(3) 評定手数料は評定書を発行した日から2ヶ月以内に上記口座に振り込むものとする。

(4) この規程は平成15年4月1日から施行する。

改訂 この規程は平成22年2月1日から施行する。

改訂 この規程は平成29年4月1日から施行する。

改訂 この規定は令和2年4月1日から施行する。